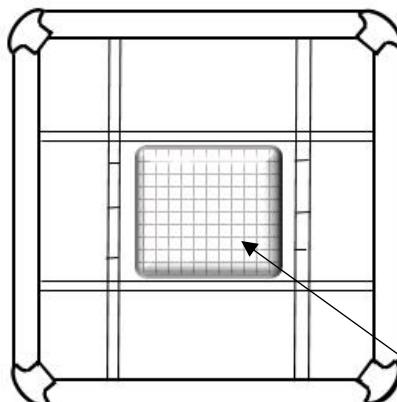


### ✿ 貨物概要

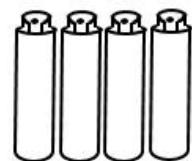
木製天板、プラスチック製フレーム及び脚、ヒーターユニット等から成る未組立てのこたつテーブルで、使用者が附属の工具等を使用して組み立て、天板とフレームの間に別途用意する布団を掛けて使用するもの。



(木製天板)



(プラスチック製フレーム)



(プラスチック製脚)



(ヒーターユニット)

### ✿ 分類

関税率表第 9403. 60 号(統計番号 9403. 60-190)のその他の木製家具(その他のもの)

### ✿ 分類理由

本品は、各構成要素を組み立ててない状態で包装されていますが、組立てにより完成品になることから、関税率表の解釈に関する通則 2 (a) が適用され、完成したこたつテーブルとして分類されます。

本品は、床又は地面に置いて使用するように設計したもので、家具としての性格を有し、電気加熱装置を取り付けたテーブルであることから、関税率表第 85 類注 1 (e)、同表第 94 類注 2、同表第 94. 03 項及び同表解説第 94. 03 項の規定により、他の家具として同表第 94. 03 項に分類されます。

本品は、木、プラスチック等の異なる材料から成る物品であることから、号の所属にあたっては、同通則 6 (通則 3 (b) 準用) を適用して決定することとなります。

本品に重要な特性を与えていたる材料は、天板を構成する木材と認められることから、他の木製家具(その他のもの)として上記のとおり分類されます。

### ✿ 分類のポイント

一般的にテーブルは天板の上で食事や作業等を行う目的で設計されていることから、テーブルに重要な特性を与えていたる材料は、通常天板を構成する材料と認められます。

## 注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）